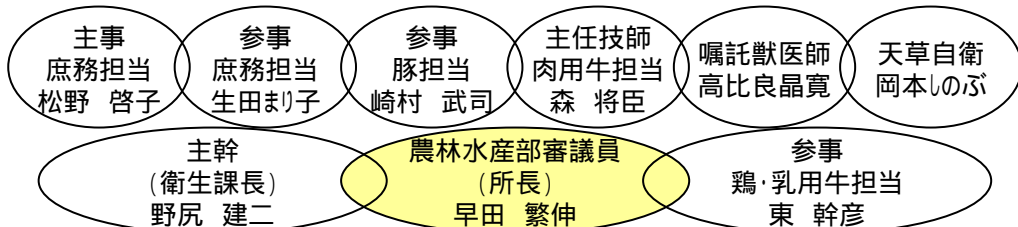


天草家保通信

熊本県天草家畜保健衛生所 〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3
 電話番号 0969-22-3668 ファックス番号 0969-24-4393
 ホームページアドレス <http://www.pref.kumamoto.jp/construction/section/kaho/index.htm>
 電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp

平成23年度の職員を紹介します

平成23年の定期異動にともない、天草家保でも顔ぶれが替わりました。新年度を迎えるにあたり、職員と業務分担をご紹介します。



< 新所長ご挨拶 > 早田繁伸 (中央家畜保健衛生所より転入)
 4月1日付けで天草家畜保健衛生所長に着任いたしました。
 昨年度は口蹄疫の大規模な発生、高病原性鳥インフルエンザと大きな伝染病の発生がありました。
 いつどこで発生がみられるかわからないこともあり、第一に危機管理体制の構築に努め、万が一の
 発生の場合には最小限にいとめるよう職員全員でがんばります。

台湾で口蹄疫が発生しました！！

昨年11月から発生が相次いだ韓国の口蹄疫は2月末に全て牛と豚に対して2回のワクチン接種が終了しました。3月中旬以降、発生頭数が減少し、現在は終息に向かいつつあります。しかし、今後も6ヶ月毎にワクチン接種を必要になるため、清浄化にはほど遠い状況となっています。

また、**台湾でも3月21日と22日に豚の口蹄疫発生が発生**し、2009年2月の初発からこれまでに台湾西部を中心に14例の発生が確認されています。アジア周辺には口蹄疫発生国が多くありますので、引き続き消毒の徹底や異常牛の早期発見により、侵入防止とまん延防止にご協力をよろしくお願いいたします。

詳しい情報は農林水産省ホームページ「口蹄疫に関する情報」をご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_fmnd/index.html

家畜伝染病予防法が改正されました。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生をうけて、3月29日に改正家畜伝染病予防法が国会で成立しました。国や都道府県での役割分担の明確化や海外からの病原体侵入防止のための措置の強化と併せて、**畜産農家での飼養衛生管理の徹底**も盛り込まれました。畜産農家に関するポイントは以下ようになります。

<畜産農家のウイルス侵入防止の在り方>

- ・家畜の所有者は、家畜伝染病の発生を予防し、まん延を防止することに重要な責任を有していることを自覚して、消毒その他の措置を適切に実施しなければならないものとする。
- ・家畜の所有者は、毎年、飼養状況・飼養衛生管理の状況に関し、都道府県知事に報告しなければならないものとする。
- ・家畜の所有者は畜舎等への出入口付近に消毒設備を設置しなければならないものとし、人・車両の出入りに際しての消毒を義務付けるものとする。

<発生時に備えた準備の在り方>

- ・家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準の中に、埋却地の確保についても規定するものとし、都道府県知事は家畜の所有者に対し、指導・助言、勧告、命令が行えるものとする。

<患畜の早期の発見・通報の在り方>

- ・農林水産大臣が定める一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師・所有者は、都道府県知事へ届け出るものとする。

<国の財政支援の在り方>

- ・口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜については、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額とするものとする。
- ・家畜伝染病の発生又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、手当金（特別手当金を含む）の全部又は一部を交付せず、又は返還させるものとする。

<防疫の観点からの畜産の在り方>

- ・家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準の中に、防疫の観点からのルール（飼養密度、埋却地の確保等）を定めた上で、都道府県知事は、衛生管理が適正に行われるようにするため必要があるときは、家畜の所有者に対し、指導・助言、勧告、命令を行えるものとする。
- ・飼養衛生管理基準は、飼養規模の区分に応じて定めるものとする。

<その他>

- ・豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等については、命令を待って患畜及び疑似患畜の殺処分を行う疾病から直ちに殺処分を行う疾病に変更するものとする。

! ?

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668